

○伊勢広域環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

平成 13 年 5 月 17 日

組合条例第 12 号

改正 平成 15 年 11 月 25 日

平成 18 年 2 月 22 日

平成 19 年 3 月 30 日

平成 20 年 2 月 26 日

平成 20 年 9 月 16 日

平成 28 年 2 月 18 日

令和 2 年 2 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 203 条の 2 第 5 項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤の職員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 非常勤の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

第 3 条 年額で定めるものについては、その選任された当月分から報酬を支給する。

2 年額で定めるものが任期満了、辞職その他の事由でその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。

3 日額で定められたものについては、その職に従事した日数に応じて報酬を支給する。

(報酬の支給日)

第 4 条 報酬は、毎会計年度の末日に支給する。ただし、繰り上げて支給することができる。

(費用弁償)

第 5 条 非常勤の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の種類及び額は、市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 39 号）に定めるところによる。

3 費用弁償の支給方法については、伊勢市一般職の職員の旅費の支給方法の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 11 月 25 日組合条例第 3 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 22 日組合条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日組合条例第 2 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 26 日組合条例第 3 号）

この条例は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 16 日組合条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 18 日組合条例第 7 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 25 日組合条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区 分	報 酬 の 額
1 議会の議員のうちから選任された監査委員	年額 3,000 円
2 識見を有する者のうちから選任された監査委員	年額 27,000 円
3 情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 6,000 円
4 その他の非常勤の職員	予算の範囲内で管理者が定める額